

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第38回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和元年11月25日（月）午後2時00分～午後3時33分	
開催場所	市民会館 萌え木ホール A会議室	
出席者	委員	出席委員 5人 委員長 中村 孝文 委員 副委員長 菅原 温子 委員 委員 伊藤 茂男 委員 唐澤 寛 委員 曾根 隆寛 委員 欠席委員 0人
	担当課	生涯学習部長 藤本 裕 オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 内田 雄介 生涯学習課スポーツ振興係主任 小平 文洋
	事務局	企画政策課長 梅原 啓太郎 企画政策課企画政策係主任 金原 真紀子 企画政策課企画政策係主任 前坂 悟史
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 令和元年度 諮問第4号 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について 3 その他 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第38回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和元年11月25日(月) 午後2時00分～午後3時33分

場 所 市民会館 萌え木ホール A会議室

出席委員 5人

委員長 中村孝文 委員

副委員長 菅原温子 委員

伊藤茂男 委員 唐澤 寛 委員

曾根隆寛 委員

欠席委員 0人

担当課職員

生涯学習部長 藤本 裕

オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 内田 雄介

生涯学習課スポーツ振興係主任 小平 文洋

事務局職員

企画政策課長 梅原 啓太郎

企画政策課企画政策係主任 金原 真紀子

企画政策課企画政策係主任 前坂 悟史

(午後2時00分開会)

◎委員長 ただいまから第38回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

なお、定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項に、半数以上で成立することと定められております。本日は5人中5人の委員の方々に出席していただいておりますので、会議は成立しているということをまず御報告申し上げます。

それでは、議題に入ります前に、事務局から本日の進行について説明をお願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、本日の進行等について説明させていただきます。

まず、本日の資料を確認いたします。本日、机上に配付しております資料は、本日の次第、それから、資料1 総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理に係る質問と回答、資料2 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者応募団体の提出書類一覧、資料3 収支予算書の訂正についてでございます。

そのほか、御持参いただきました資料として、ファイルにつづられております審査資料一式と評点票が1枚、評点对照表が1枚でございます。計7点の資料となりますが、資料について過不足等あればお申し出ください。

本日は、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定についての諮問を受け、書類審査による1次審査を行います。まず、担当課の説明により、応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載がないことを御確認いただきます。その後、評点項目の5つの区分ごとに不明な点などを質疑しまして、各委員それぞれで再度評点を行い、その集約結果をもって通過基準を上回るかどうかを判断することとなります。

なお、この1団体が基準に満たなかった場合には、今回の結果通知に記載する不選定の理由について御協議いただき、後日再公募するという運びとなります。

説明は以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。

今、事務局の説明が終わりました。何か御質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 それでは、事務局から説明があったとおりの流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

それでは、本日の審議に当たり、まず、教育委員会から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎藤本生涯学習部長 本来でございましたら、教育委員会を代表する教育長から諮問させていただくところですが、急な公務のため、私が諮問書を代読させていただきますので、御了承のほどよろしくをお願いいたします。

小教生発第312号

令和元年11月25日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 中村孝文様

小金井市教育委員会

教育長 大熊雅士

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり下記の事項を諮問します。

記

1 令和元年度諮問第4号、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について

【添付資料】

応募した1者の申請書類一式

どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長 ただいま教育委員会から1件の諮問を受けました。

それでは、令和元年度諮問第4号、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

初めに、この間の経緯につきまして、担当課から簡潔に説明をお願いいたします。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 それでは前回、募集要項を審査いただいた以降の経過について、簡単に御説明いたします。

10月15日に審査いただきました募集要項によりまして、10月18日金曜日から11月14日木曜日までの間、市ホームページからのダウンロードという形で募集要項の配布を行い、あわせて、10月25日金曜日に現地説明会を開催いたしました。現地説明会には5団体が参加いたしました。説明会終了後から10月31日木曜日までの期間で質問書の受付を行いました。

提出された質問は7件で、回答は市ホームページに11月7日木曜日から11月14日木曜日まで掲載いたしました。提出された質問及び回答については、資料1のとおりとなっております。

応募期間につきましては、11月11日月曜日から11月14日木曜日までの4日間を受付期間とし、期間中の14日木曜日に1団体からの応募を受け付けました。

引き続き、申請書類等について、順に説明させていただきます。資料2を御覧ください。応募書類は、1、指定管理者指定申請書、2、共同事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状、3、指定管理者の指定申請に関する誓約書、4、登記事項証明書、5、納税証明書を提出することと定めており、提出された内容につきましては、担当において確認した結果、不備、不足等がなかったことを御報告いたします。

1から4については、特段の問題はございませんでした。5の納税証明書等についても、特段、未納等の状況は認められませんでした。6から11までの資料につきましては、お手元のファイルでは見出し5から10として提出されております。提出内容につきましては、担当において確認した結果、不備、不足がなかったことを御報告いたします。

なお、ファイルのつづり上、事業計画書及び事業報告書の構成団体（維持管理担当）については、事業計画のみをつづっていますが、前年度の事業報告については、次の決算報告書を御覧ください。

次に、資料3を御覧ください。応募締切後、11月18日になりますが、応募団体から収支予算書について訂正したい旨の連絡がございましたので、御報告させていただきます。

訂正内容といたしましては、総合体育館に係る光熱水費の計上を誤って213万9,000円高く見積もっており、これに係る箇所を訂正したいとのごとでございました。訂正箇所は、資料3で網かけにしてお示ししておりますが、収入では指定管理委託料、支出では管理費をそ

れぞれ213万9,000円低く訂正しております。なお、わかりにくくなりますので、訂正のないページも含めまして、収支予算書18ページ全てを資料3として本日提出させていただいております。

以上の訂正について、取扱いについて御確認の上、審査いただきたいと思っております。

また、お送りしております評点票ですが、表題が「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者選定基準」となっておりました。こちらは「評点票」の誤りですので、読みかえて御使用いただくようお願いいたします。

担当課からの説明は以上です。

◎委員長 担当課からの説明が終わりました。

まず、報告いただきました収支予算書の訂正ですが、数字の誤りということですので、訂正を受けて審査を行いたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 御異議なしということで、そのとおりに進めたいと思っております。

続いて、報告のとおり、応募書類について不備はありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もないということです。この点について、何か御質問があればお願いいたします。

(「なし」の声あり)

◎委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

以上のことから、応募書類の不備等がないということは確認できたということで、第1次審査に進みたいと思っております。

なお、欠格役員不存在誓約書については、他の書面でそのことを担保することは困難でありますので、第2次審査において委員長である私のほうから再度口頭で確認したいと思っております。そのようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、第1次審査の質疑を行います。まず、審査基準にございます区分1、適正な管理運営の確保についてから始めたいと思っておりますが、何か質疑があればお願いいたします。

◎委員 代表団体の定款が出されているんですけども、この団体については公共のスポーツ施設の指定管理とか業務委託を結構なさっていらっしゃると思いますので、2条の目的の中でそういったことが書かれていたほうがいいんじゃないかなという気もします。出されている定款だけ見ると、2条の9号ですか、スポーツセンター営業というところぐらいしか該当しないような感じがするんですけども、この辺は会社によって適宜直していくということがあるのか、あるいは、もう最初に会社をつくったときからほとんど変わらないでそのままやっていくのか、その辺はいかがでしょうか。

◎委員長 定款そのものの修正を行うのか、あるいは行わないのかということですか。

◎委員 はい、その辺を確認できればと思います。

◎委員長 事務局のほうで何かわかることがありますか。

◎梅原企画政策課長 団体の考え方というのもわかりかねますので、2次審査のときに直接確認をお願いしたいと思います。

◎委員 同じく、構成団体である2団体についても、ぴったりするところがあるようでないので、2次審査のときに時間があれば聞いてみてもいいかなと思います。ありがとうございました。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 特にないようでしたら、区分2のほうに移りたいと思います。区分2、事業者の現状と実績について、何か質疑があればお願いいたします。

◎委員 私は会計の部分はよくわからないので専門の委員の方にお伺いしたいのですが、出されている決算書の中で、劣後ローンと自己資本比率の数字について、どのように判断できるのか、参考として御意見を伺いできればと思います。

◎委員長 どなたかわかる方がいらっしゃればお願いしたいと思います。

◎委員 劣後ローンというのは支払い順位が遅れるというか後回しになるローンで、ここにも書いてありますが、金融検査マニュアル上は自己資本と同等とみなすということですので、何をもって自己資本比率が低いかという論理にまずなるんじゃないかと思うんです。ここに記載の劣後ローンが資本と同等とみなすことができれば、そんなに低くないとみなすんでしょうし、ローンを持っているからだめなんだというところが判断の基準になるんじゃないかと思っております。

今の■■委員の考え方だと、平成29年1月現在、2億1,300万円ほどの純資産があったものが、直近の令和元年9月末現在だと1億3,500万円まで減っていると考えなのか、3億円あって劣後ローン込みで自己資本比率を考えるかというのが1点と、あと、私はここで意見として申し上げたいのは、今後の検討課題になるんだろうと思うんですけど、自己資本比率の減少を問題にするのであれば、今回のこの施設から上がってくる収支計画の判断になるんじゃないかと。

例えば、今回の総合体育館や栗山公園の事業からは収益が出ないような収支計画になるんだとすれば、ほかでカバーしてくださいねって僕たちはお願いしなきゃいけないのか、いっぱいやっている事業の中で利益を上げて、うちがお願いするこの業務からのマイナスはカバーしてくださいという話になるのか。話が整理できなくて申しわけないんですけど、ある程度公に損得なくやってくださいという感覚になるのか。これを1収益事業体として考えるのであれば、そこも視野に入れて検討するべきなのかなと思って意見を言わせていただきました。もう一回言うと、この企業の収益性を問題にするのであれば、私たちが維持管理をお願いするこの業務についても収益性を容認しなければいけないんじゃないかということなのではないかと思いま

す。

ちょっと劣後ローンの説明からは外れましたが、そんなふうに感じています。以上でございます。

◎委員 自己資本比率が低いというのは、高いにこしたことはないんですよ。ただ、だからといって、企業全体が、倒産して小金井市の体育館の維持管理ができなくなるという数字ではないという理解でよろしいんですよ。

◎委員 そこは、劣後ローンではなく自己資本として本当にやっている会社よりは、もちろん自己資本比率は企業の安全性という意味では低いとは思いますが、倒産リスクを判断しろという意味で言われてしまうと、ちょっと論議がまた別になってしまうので、ここでは明言しにくい問題なのかなと思います。

◎委員 長年やっていらっしやって、利用者も増えていきますし、心配ないとは思いますが。

◎委員 僕も、この次の審査で、どういう経緯で劣後ローンを調達する経緯になったのかとかを確認にして判断されたらどうかなと思います。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

◎委員 近隣市の体育施設の実績について、国分寺市の指定管理期間の終了時期の記載がずれている箇所があったので、どちらかが間違えているのではないかと思います。

資料ですと、最初に代表団体のパンフレットのようなものがついていて、その中に指定管理施設運営実績というカラーのコピーがあるんですが、運営実績の上から4つ目に国分寺市の施設について書かれていまして、指定管理期間が平成30年4月から令和5年3月までということで延長されているんですが、同じ内容のものが提案書の85ページにありまして、平成25年4月1日から平成30年3月31日になっているので、細かい所ですけど確認できればと思います。近隣市含め実績があるというのはわかりますが、少し気になったので質問させていただきました。

◎委員長 これは2次審査で質問しないとわからないことでしょうかね。わかりました。

それでは、そこは質問していただきたいと思います。ほかはいかがですか。

◎委員 質問がございます。提案書の91ページに障がい者の雇用等についてのコメントがあるんですけど、ここでは各法律にのっとってというふうに書かれていて、特に3名の雇用者を積極的に雇用促進を行っているというお話になっていますが、小金井市としては、何人採用してくださいとか、そういう基準があれば教えていただきたいと思います。

◎梅原企画政策課長 関係法令のところはちょっと確認させていただきたいと思います。自治体の場合に何%とかという基準はあるんですけども、この団体さんにそれが適用されるかどうかというものについては、今わかりませんので、確認させていただきたいと思います。

◎委員 私もちょうとそれが気になって調べてみたら、それはざっくりしたネットの情報なのですが、今現状が2.2%以上と言っているんです。またこの5年以内に、今度は2.3%以上

にしましょうみたいな目標があるらしいんです。ただ、これにも障がい者の雇用の数は書いていないんです。なので、ちょっとそれはまた2次審査のときに確認したいなと思います。

◎委員長 では、そのあたりの確認をお願いしたいと思います。

◎委員 今のところなんですけれども、評価項目の中の7番で障がい者の雇用等というところが出てきますので、ここだけ読むと、小金井市の総合体育館と栗山には障がい者の方がいらっしゃらないように読めるんです。そうすると、配点が下がるというのは変ですけど、配点に多少影響があるんですが、それはどういうふうに考えたらいいでしょうか。採用しているというふうには書いてないように読めましたが。

◎委員 そうですね。一応、福祉的雇用ということで高齢者は3名雇用していますという感じですけども。

◎委員 今、委員がおっしゃったように、福祉的雇用のところが当たっているので、3名はいるというふうに書いていますから、とりあえずそこで判断しておいて、障がい者の方がいらっしゃるのかどうかは2次のときに聞いてもいいかと思います。

◎委員長 そこで修正をするという形ですね。

◎委員 はい。

◎委員長 そうしましょう。法令の確認については、2次の前がいいですか、2次のときに伝えてもらえばいいですか。

◎委員 2次のときでも構いません。何人ぐらいいたほうがいいみたいな確認をしてもらえばいいと思います。

◎委員長 じゃあ、次の回までに確認して教えていただくということで、よろしく願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。特になければ、次の区分3のほうに移ります。区分3のサービスの向上について、御質問があればお願いいたします。

◎委員 提案書の21ページですが、サービスの向上ということで、総合体育館のトレーニングマシンをリニューアルしますということが書かれております。前回、備品台帳が配付されておりまして、栗山運動公園のトレーニング機器ということで16台という数字が書いてあります。ただ、総合体育館のほうは備品台帳にトレーニング機器というのはいないんです。それで、このリニューアルということの考え方は、指定管理者の方がリースで機具を5年間なら5年間お借りになってやるという考え方か、もともとトレーニング機器というのは市の備品で置いてあるのか、その辺の違いというのは変ですけど、についてはどうなっているんでしょうか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 現在、総合体育館に関しては、こちらのトレーニング室は全てリースでやっていただいております。

◎委員長 市のほうからそれもお願いしているんですか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 そうです。

◎委員 栗山のトレーニング機器16台というのは何を指しているんですか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 先ほど申し上げたように、切

り替えていただいているんですけども、ただ、古いものがまだ残っているものもある、その部分がこれになっております。

◎委員 ただ、提案書の中ですと、総合体育館の再リースか何かをして、栗山のほうにもそれを持っていくみたいなことが書かれてはいるんですが、そうすると、栗山の部屋がもういっぱいになるような気もしないでもないんですが。細かいですけど。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 逐次、入替えで経年劣化で廃棄という形にはなっているかと思っております。

◎委員長 廃棄をしているということのようですが。

◎委員 収支計画の中で、そのリース料については事業費の中でリース料という形で見込まれていますので、新しくしていただいて、市民の方に利用していただければよろしいかと思いますが、栗山の備品の16台はちょっとひっかかります。

◎委員長 そのところははっきり結論を出す必要はありますか。

◎委員 担当課のほうで調べていただいて、その16台が新しいのか古いのか、その辺を2次審査の前に、もしわかれば報告をいただければと思います。

◎委員長 当日でもよろしいですか。

◎委員 はい、結構です。

◎委員長 じゃあ、当日までに確認をいただいて、簡単に説明をお願いします。

それでは、次に移りたいと思います。区分4効率的な運営についてで何か御質問があればお願いします。

◎委員 提出されている収支予算書の数字を確認する意味でちょっとお伺いしたいんですけども、前回、公益的な事業ということで一覧表が配られました。それから、減免の一覧表が配られております。公益的な使用が総合体育館、あるいは栗山において結構行われているんですけども、この利用に当たって、利用料というのは徴収なさっているのかどうかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 まず、市が主催する事業に関しては、免除です。それから、市民が行うような活動で市が後援しているような事業に関しては、減額、2分の1になっております。

他市が行う事業とか、他市の市民の方が行うとか、そういったものに関しては徴収をさせていただきます。

◎委員 そうすると、公益使用の一覧に出ています、市民団体いろいろありますけれども、各種連盟、そういったところがやる事業については、どうなんでしょうか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 後援がついていれば2分の1ですし、市が委託しているような事業を市民団体にやっていただくようなものは免除という形になります。

◎委員 あと、指定管理者がやる自主事業はどうですか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 ちょっとお時間いただいて、確認させていただきます。

◎委員 それと多少関連するんですけども、企画書の28ページから自主事業教室プログラムというのが書かれておりまして、その中に、税抜単価という数字が出てくるんですが、この数字をどういうふうに読めばいいか、ちょっと説明をしていただきたいんですが。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 すいません。こちらも確認をします。

◎委員 ただ、ほかの体育館なんかでこういう教室を開いているときには、例えば、1回200円なら200円を払って、それは回数券とかがあって、そういう形なんですけど、666円とか、金額がちょっとわかりづらいので質問をしてみました。

◎委員長 税抜きってなっていますからね。時間がかかるのであれば、いくつかの確認いただく事項については、次回までとしますか。

◎藤本生涯学習部長 時間がかかる場合もありますので、その場合は次回までに確認させていただければと思います。

◎委員長 了解しました。では、進めましょうか。一応次回までに確認していただくことにいたしまして、進めたいと思います。

今、区分の4ですが、ほかにはございますか。

◎委員 教えていただきたいんですけど、指定管理委託料はこの案件では一定ではないということですよ。指定管理委託料は何か計算基準みたいなものや、市の指導で直してもらったとか、そういうことはあるんでしょうか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 募集要項で、先ほど御覧いただいた工程表をホームページ掲載させていただいて、現地説明会などでも、工事に伴う休業補償などありませんよと御説明していく中で、それを踏まえた上で団体のほうから出しているんです。

◎委員 業者のほうには、市の計算基準というのは行っているということですね。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 計算基準と言いますか、こちらの考え方は伝えております。

◎委員 わかりました。

◎委員 今回の件に関連なんですけれども、そうすると原則今回出されている事業計画書の指定管理委託料について、今後5年間はこの数字を原則的に市のほうは支払っていくということになるかと思うんですが、前回、26年度から30年度までの決算書の数字が配られておりまして、指定管理委託料の数字と見比べるとかなり増額になっております。

多分、団体の考え方としては、一定支出を見込んで、収入の利用料金と自主事業の収入とも見込んで、その差引きを全て指定管理委託料でプラスマイナスして出しているように、考え方としてはそうなるんだと思うんですけども。市としては、指定管理委託料のアップを、

なるべく押さえていただいたほうが良いとすれば、その辺の何か考え方はありますか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 基本的に、今回特に値段が上がっている理由の1つとして、今年度、総合体育館大体育室に空調を入れておりまして、そこでの光熱水費の部分というのが、今までなかった部分が見込まれてきているところもありますので、そこが大きな要因の1つにはなっていると思います。

ただ、例えば空調を何度設定にするだとかで、当然料金は変わってくるのではないかなと思っておりますので、この辺は年度協定ごとに検討はするべきと思っております。

◎委員 数字だけ言いたいんですけども、総合体育館の指定管理委託料が平成30年度、訂正前の数字で割り返すと24%ぐらい総合体育館については増えています。今、課長がおっしゃったように、光熱水費が多少上がっているんですけども、それにしても24%上がるというのはどうなのかなと。2次審査で聞くしかないですかね。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 あと、私どもで聞いているのは最低賃金が若干上がっているとは聞いておりますが、より詳しいことは、2次審査で直接御質問お願いできればと思います。

◎委員長 それにしても24%増というのは、■■■■委員のお考えでは少し多いということでしょうか。

◎委員 そうですね。

◎委員長 そうしますと、そこは2次審査で確認をしましょうか。

◎委員 確認しましょう。

◎委員長 そこは2次審査の段階で確認をしたいと思います。

◎委員 すいません、今のお話で確認なんですけど、■■■■委員がおっしゃるように、指定管理委託料が上がっていますといったときに、どこまででも上げて良いものなんでしょうか。要は人件費の部分が上がっているというのもわかるんですけど、もう少し事業者側にも経費の削減をしてもらって、指定管理委託料が減る方向で考えてもらってもいいと思うのですが。

今出てきて比べると指定管理委託料が結構上がってて、工事が入るからちょっと収入が減ることを踏まえたとしても、4年目、5年目も普通に上がっているということを考えると、どこまで市としては上昇しても許すのでしょうか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 これで競合相手の何団体かがいるなかでは、金額と事業内容などを見ながら相対的に決められると思うんですが、今回1団体しか応募がなかったというところで、競争相手がない中での判断となって、そういうお考えになってしまうのかと思います。

◎委員 この収支予算で通ったとして、そうすると指定管理委託料はこの金額で決定されることになるのでしょうか。

◎藤本生涯学習部長 基本的にはこれが限度額という形にはなりますが、実際に毎年の部分については、年度協定によってその辺は決めていきます。限度額はそうなりますけれど、毎年の

年度協定によってその委託料だとかを精査しながら決めていくような形になります。

◎委員 そうすると、もしもその計画、収支予算ですけど、それよりも低い金額で経費が落とせれば指定管理委託料も減るということですよ。

◎藤本生涯学習部長 そうですね。そういう考え方もありますし、成果配分として、その収支のうちでプラスが何%出たらその半分は市のほうに戻すだとかというような協定を結びながら行うような形になります。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎小平スポーツ振興係主任 御説明しますと、債務負担行為の指定管理委託料は、限度額という文言で設定しておりますので、具体的な金額は議会等では出てきません。毎年年度契約をしますので、予算についても毎年計上します。つきましては、今回の選考で行われるこの5年間の収支予算書が基本となってきます。

◎委員 ですから、おそらくこの数字になってしまって、見込みとしては2,000万円ぐらい上がるという指定管理委託料になっているので、できればもう少し抑えられないかなということ、確かに体育館については令和2年と4年に工事が入りますので、結構休まなきゃいけないなら、利用料の収入も減るし、実施事業の収入も減るところはわかるんですけども、指定管理委託料がそこまで増えるという部分が多少納得できないところがあります。

◎委員長 これはいかがでしょうか。2次審査でもう少し、工事による利用料の減、空調の導入と最低賃金の上昇という理由がありましたけれども、ほかに何か理由があるのかというのを確認しておいてもらうということは可能かもしれませんね。

◎藤本生涯学習部長 指定管理委託料の増額の要因というところは次回までに確認したいと思います。

◎委員 今、最低賃金のお話があったので、ちょっと質問というか、それ含みで調べておいていただきたいと思うんですけど、令和2年度と4年度についてはイレギュラーだということは私も理解ができました。なので、それ以外だと2年度目である令和3年度、例えば総合体育館の人件費を見ると、8,946万円で、26年度から30年度までの過去で言うと、8,000万円から8,190万円ぐらいまでという推移になっていて、今回の最低賃金の上昇が約2.8%と記憶していますので、それを考えると8,190万円から2.8%前後の昇給は理解ができますけど、10%ぐらい増えているので、それはちょっとこの表からは理解ができないかと、読解できなかったなというところは何か説明を求めることができたなら判断しやすいかなと感じました。以上でございます。

◎委員長 では、それも含めて確認をいただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 じゃあ担当課のほうで、そのようにお願いいたします。

効率的な運営について、ほかにはいかがでしょうか。

それでは、宿題がいくつか出ましたけれども、それをお願いするというにいたしまして、区分5のほうに移りたいと思いますが、安全で安定的な施設運営の継続的提供について、こちらについてはいかがでしょうか。

◎委員 これは今までのことで結構なんですけれども、事故の発生などについては、担当課のほうで把握されているのでしょうか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 事故というか、教室の最中にけがをされたとかそういうことはありますが、そういったときは指定管理者のほうですぐ対応していただいて、その一報というのはすぐ我々のほうにも来ます。その後、どんな症状が出たよとか、どのような対応したとかを確認しています。場合によっては、こちらから保険を払わせていただいたり、対応をさせていただいております。

◎委員長 そのあたりの対応マニュアルみたいなものはあるんですか。その都度その都度対応しているという感じですか。

◎委員 多分54ページあたりにそのマニュアルはあるんだと思うんですけど、まずそれののって、市のほうには遅滞なく連絡が来て、特に問題になるようなことはなかったということでよろしいですか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 今のところは発生しておりません。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。もしないようでしたら、全体について何か御質問がありますでしょうか。

◎委員 ちょっと記憶が定かでないんですけど、提案書の52ページにクールビズ、ウォームビズの話があって、環境省が推進しているクールビズ、ウォームビズにならんと書いてあって、取組のところに設定温度を28度に設定、20度に設定とあるんですけど、環境省のほうから設定温度ではないと、この28度の基準は室温であって設定温度ではないという発表があったと思うんですけども、この事業者は設定温度を28度にするという意味なのか誤植なのかというのは確認していただきたいなと思いました。

◎委員長 これも次回までにこの文言を確認いただくということにしたいと思います。

◎委員 この体育館って、この前の大雨みたいなときの避難所とかになっているんですか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 避難所になっております。

◎委員 避難時の場合ってどういうふうに管理しているのでしょうか。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 先日の大雨のように休館にするような場合もあったんですけども、実際のところ、指定管理者のほうに詰めていただいて、その中で施設の管理なんかもしながら宿泊者というか、帰れなくなった人たちを保護しているような形にはなっています。

◎委員 指定管理者がやったんですね。

◎内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長 指定管理者と市でも当然対応しています。

◎委員 わかりました。そういう体制はできているということですね。

◎委員長 ほかにないようでしたら、質疑は以上で終了にしたいと思います。

ここで採点に移りますが、事務局から説明お願いいたします。

◎梅原企画政策課長 それでは、採点について御説明いたします。

既に委員の皆様には事前評価をお願いしてございますが、これまでの質疑等を踏まえまして、評点を変更する場合には二重線で修正をお願いいたします。修正が終わった方は回収いたしますので、挙手をお願いいたします。その後、集計のため休憩をお願いしたいと思います。

◎委員長 事務局の説明は以上ですが、それでは、採点をお願いいたします。その後、事務局で集計が終わるまで休憩といたします。

では、よろしくをお願いいたします。

(採点)

◎委員長 それでは、集計のため少し休憩とさせていただきます。

(休憩)

◎委員長 それでは、集計結果が出ましたので再開したいと思います。

今お手元に結果を配付していただきました。事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

◎梅原企画政策課長 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者候補者選定の第1次審査評点票の5人の委員の合計点につきまして、御報告をさせていただきます。

応募のありました団体については、合計395点となりました。

次に、区分ごとに合計点を報告いたします。

区分1、適正な管理運営の確保については、59点。

区分2、事業者の現状と実績については、合計83点。

区分3、サービスの向上については、合計120点。

区分4、効率的な運営については、合計51点。

区分5、安全で安定的な施設運営の継続的提供については、合計82点となりました。

第1次の通過基準は、2つございました。

1つ目は、全区分の配点合計得点の60%以上、つまり300点以上であること。

2つ目は、各区分の配点合計得点の40%以上でございましたので、いずれの基準も上回りことを報告いたします。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。

事務局からの報告は以上ですが、報告いただきましたとおり、応募のあった団体Aにつきましては、第1次審査通過ということを決定的にしたいと思います。御異議ございませんでしょう。

か。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

本件につきましては、ただいまのとおり決定いたします。

次に、2次審査について協議をいたしたいと思います。

プレゼンテーションにつきましては、前回の本委員会において、応募団体による補足説明15分、質疑30分、審査15分、合計60分で行い、パソコンの使用は認めることとし、追加資料は認めないことというふうに決定しております。

また、選定方法については、評価項目、配点、通過基準ともに第1次審査と同様として、候補者からの説明及び質疑を踏まえた上で、各委員に再度採点していただきます。結果、通過基準を上回った場合には、指定管理者の候補者として選定したいと思います。

2次審査について以上ですが、何か御質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎委員長 それでは、説明のとおり2次審査を行うということにいたしたいと思います。

次に、次回の委員会の開催日についてです。

日程につきましては、事前に調整いただきました、12月23日月曜日午後2時からということになっております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の審議は全て終了でございます。これをもって閉会といたします。皆さんお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

(午後3時33分閉会)